



キャッシュレス推進助成金

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式や今後のインバウンド需要に対応し、市内事業者のキャッシュレス化を推進するため、クレジットカード決済機能を有するキャッシュレス決済機器を新たに導入または継続して利用している事業者に対し、助成金を交付します。

対象者

 (以下の要件すべてに該当する者)

- ① 市内に店舗があり、消費者と対面で金銭の授受を行っている事業者（大企業は除きます）
- ② 市内で現在事業を行い、今後1年以上事業を行う予定である者
- ③ 市内の店舗でクレジットカード決済機能を有するキャッシュレス決済機器を新たに導入または継続して利用している者
- ④ 助成金交付後、対象のキャッシュレス決済機器を1年以上継続して利用する意思がある者
- ⑤ フランチャイズ契約もしくはチェーンストアまたはこれらに類する契約に基づく事業でない者
- ⑥ 市税の滞納がない者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予の適用を受けている場合は対象です）

助成額

クレジットカード決済機能を有するキャッシュレス決済機器を新たに導入または継続して利用している店舗、1店舗につき次の額を交付します。

① 令和4年8月31日以前に導入（継続利用）	3万円
② 令和4年9月1日以降に導入（新規導入）	8万円

- ※国、県、市またはその他団体等から補助金等の交付を受けたキャッシュレス決済機器は、対象外とします。
- ※提出書類等で導入時期が確認できない場合は、令和4年8月31日以前に導入したものとみなします。
- ※申請は、1事業者につき3店舗までとします（申請は1回限り）。

申請方法

裏面記載の必要書類を準備し、申請期間内に商工課窓口へ持参または郵送で提出してください。
※新たに導入する場合は、対象のキャッシュレス決済機器を設置後の申請となります。

- 郵送先 / 〒517-0502 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志摩市産業振興部 商工課

※提出後、2週間が経過しても通知または連絡がない場合は、お問合せください。

申請期間

令和4年 **9月20日(火)** ~ 令和5年 **2月28日(火)** ※必着

【お問合せ】 志摩市 産業振興部 商工課

専用ダイヤル：0599-43-9050（平日9：00～17：00）

TEL：0599-44-0010 E-mail：sasaeaisima@city.shima.mie.jp



その他 詳細はこちら

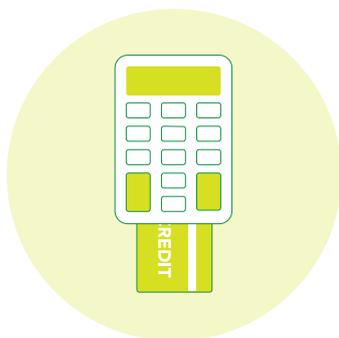
提出書類

- ① 申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
※様式は、商工課窓口または各支所窓口で受け取るか、市HPからダウンロードできます。
- ② 市内で店舗を運営していることを証明する書類
（登記事項全部証明書、法人事業概況説明書、確定申告書等）
- ③ キャッシュレス決済機器を新たに導入または継続して利用していることが確認できる書類
 - ・令和4年8月31日以前に導入し継続利用している場合は、キャッシュレス決済機器を利用していることがわかる書類（直近3箇月以内の加盟店利用明細書等）
 - ・令和4年9月1日以降に新たに導入した場合は、キャッシュレス決済の手続きを完了した日または完了した事実がわかる書類（加盟店の審査完了書類、メールの写し、契約書の写し等）
- ④ キャッシュレス決済機器等の設置状況がわかる資料
（キャッシュレス決済機器および付属機器の設置後の状況がわかる写真等）
- ⑤ 振込先の口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカードの写し等）

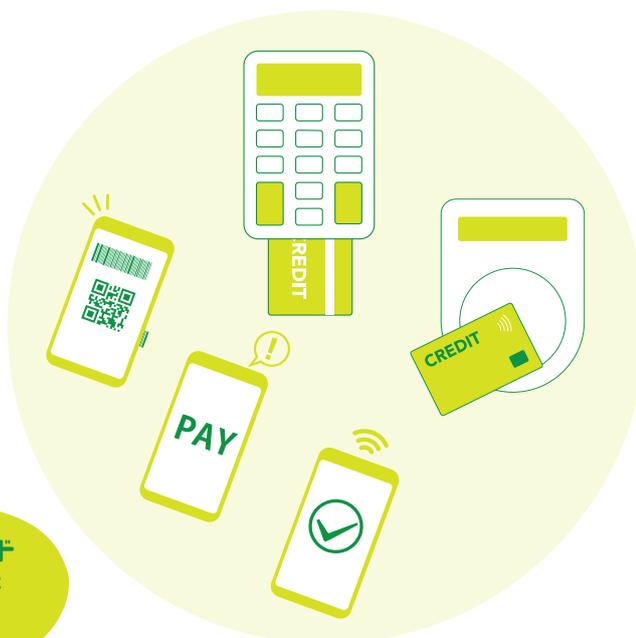
対象のキャッシュレス決済機器例

例1：クレジットカード決済機器

例2：複数のキャッシュレス決済機能を有する機器



クレジットカード決済機能のみ



クレジットカード
決済機能は
必須です!!

クレジットカード決済機能、QRコード決済機能、
電子マネー決済機能など、複数の機能を有する